

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第52号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="174 528 1055 568">1～24 略</td></tr><tr><td data-bbox="174 568 1055 871">25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類</td><td data-bbox="465 568 1055 871">略  (1) 規則第8条、第23条、第24条及び第25条第2項に規定する届  (2) 略</td></tr><tr><td data-bbox="174 871 1055 911">26～36 略</td></tr></table>	1～24 略	25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類	略  (1) 規則第8条、第23条、第24条及び第25条第2項に規定する届  (2) 略	26～36 略	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1160 528 2040 568">1～24 略</td></tr><tr><td data-bbox="1160 568 2040 871">25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類</td><td data-bbox="1458 568 2040 871">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年香川県規則第36号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 規則第8条、第18条第2項、第23条、第24条、第25条第2項及び第26条に規定する届 (2) 略</td></tr><tr><td data-bbox="1160 871 2040 911">26～36 略</td></tr></table>	1～24 略	25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年香川県規則第36号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 規則第8条、第18条第2項、第23条、第24条、第25条第2項及び第26条に規定する届 (2) 略	26～36 略
1～24 略									
25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類	略  (1) 規則第8条、第23条、第24条及び第25条第2項に規定する届  (2) 略								
26～36 略									
1～24 略									
25 特例条例別表第2の25の項の規則で定める書類	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年香川県規則第36号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 規則第8条、第18条第2項、第23条、第24条、第25条第2項及び第26条に規定する届 (2) 略								
26～36 略									

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。